

参考資料

障害児・知的障害者ホームヘルプサービスの便宜の内容について

○平成12年3月6日障害保健福祉主管課長会議資料～抜粋～
 【知的障害者へのホームヘルプサービスの具体的内容例】

サービス内容	具体的内容
<p>1 介護</p> <p>①入浴</p> <p>②食事</p> <p>③排便</p> <p>④衣類着脱</p> <p>⑤その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴習慣がついておらず、自分できちっと身体や髪を洗えない者について、背中等を流し、洗髪等を行う。 ・病気等のため、食事ができない場合の介助。 ・排便後の処理の介助。 ・四季に応じた服装の選択、その場の状況に応じた服装への着替えの介助。 ・ひげ剃り、つめ切り、耳そじの介助。 ・薬の管理（1週間分の薬の仕分け等）。 ・自傷、他傷、異食行為等のある者の危険防止への対応。
<p>2 家事</p> <p>①掃除・洗濯</p> <p>②買い物</p> <p>③関係機関への連絡</p> <p>④炊事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週に1～2回の掃除、洗濯。 ・食料品や生活必需品等の購入。 ・行政機関、サービス機関等への申し込み、手続き等。 ・風邪で寝込んだ時等の食事の用意。
<p>3 相談、助言</p> <p>①生活上の相談</p> <p>②話相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における暮らしの相談。 ・コミュニケーション支援。 ・対人関係が不得手であり、コミュニケーションの持てる友達も少ない者への対応。
<p>4 外出時の移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関、病院、美術館、映画館、遊技施設、デパート等への道案内。 ・事務手続きの支援。 ・病院等の待合室で、順番を待つための支援等。

○平成12年度7月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

「障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業について」 ～抜粋～

4 便宜の内容

ホームヘルパーが行う便宜は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

(1) 身体介護に関すること。

- ア 入浴の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 食事の介護
- エ 衣服着脱の介護
- オ 身体清拭、洗髪
- カ 通院等の介助その他必要な身体介護

(2) 家事に関すること。

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ 関係機関等との連絡
- カ その他必要な家事

(3) 相談、助言指導に関すること。

- ア 各種援護制度の適用についての相談、助言指導
- イ 生活、身上、介護に関する相談、助言指導
- ウ その他必要な相談、助言指導

(4) 外出時における移動の介護（知的障害者に対して行うサービスに限る。）

外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関すること。（(1)の業務の一環として行われる外出時の付き添いを除く。）

○平成14年6月13日厚生労働省令第80号

「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」～抜粋～

第4条 ・・・(前略)・・・、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

○平成14年6月13日厚生労働省令第82号

「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」～抜粋～

第4条 ・・・(前略)・・・、障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。